平成２３年（フ）第１０２号
群馬県高崎市倉賀野町2735番地　カーササラム206号
債務者　松本　裕一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０６号
埼玉県川越市砂新田４丁目７番地12　井上方
債務者　松本　佳子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０４号
静岡県駿東郡小山町吉久保84番地の１　町住吉久保北団地15号
債務者　安達　建太
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
静岡県御殿場市二枚橋561番地の２
債務者　髙木　美幸
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２４号
名古屋市港区本宮町５丁目13番地の２　ＳＫＢＵＩＬＤＩＮＧ２－２Ａ号
債務者　寒川　祐美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２３号
名古屋市中区丸の内２丁目２番19号　シティーコーポ東照502号
債務者　木下　文夫
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９１号
名古屋市熱田区南一番町６番８号
債務者　西田たかよ
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５５号
愛知県愛西市大井町宮新田40番地27
債務者　佐渡　千春
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
京都府亀岡市下矢田町安行山103番地
債務者　川勝　幸枝
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第８地割97番地２
債務者　中村ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前11時30分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第９５号
川崎市中原区宮内４丁目17番14号　等々力荘202号
債務者　加藤　幸枝
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
川崎市中原区中丸子13番地７　リエトコート武蔵小杉イーストタワー4304
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
川崎市中原区上小田中１丁目20番29号　光喜ハイツＡ―101
債務者　村越　啓子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
川崎市高津区野川3898番地１　ソシアルビレッヂ和田504、前住所川崎市高津区千年新町45番地　市営住宅５―403
債務者　齋藤みどり
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
川崎市幸区塚越４丁目328番地１　テラス平和204、住民票上の住所川崎市川崎区旭町２丁目18番１号　１Ｆ
債務者　槌谷　一彦
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
川崎市宮前区野川2245番地　県営住宅４―104
債務者　石井　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係